

輸出入管理の GATT 安全保障例外規定との適合性

梅島 修

Applicability of GATT National Security Exceptions to Import and Export Control

Osamu UMEJIMA

はしがき

国家安全保障上の懸念に対処するための輸出入管理は、本質的に世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) が基本とする自由貿易・無差別原則に整合しない。かかる点を考慮し、関税及び貿易に関する一般協定 (The General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) は、第 21 条に国家の安全保障上の利益を保護するための措置を例外とする規定を定めている。

1947 年の起草過程では、安全保障上の措置の必要性は発動国の裁量に委ねるべきとする意見と、権利濫用を避けるため貿易機関の検討に服するべきとの意見が対立したが、最終的に後者が採用され、現在の条項となった¹。その後、今日まで変更されていない。

締約国は GATT 第 21 条の適用を極めて慎重に行っていた²。2019 年、その適用が初めて争われたパネル報告書が発出され、また、軍民共用品である半導体の製造に不可欠な物資の輸出制限が WTO に提訴された。その前年には、軍事施設へ供給する国内生産を輸入から保護するための輸入制限措置が WTO に提訴された。

他方、国際輸出管理レジームは、GATT 時代のココム規制から東西の枠を超えて 43 ヶ国が加盟するワッセナーアレンジメント (WA) へと変化した。原子力関連資機材・技術輸出規制についての原子力供給国グループ (NSG)、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的としたオーストラリア・グループ (AG)、ミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理品目を特定するミサイル技

術管理レジーム (MTCR) も発展を遂げている³。

本稿は、このように急速に変化している安全保障上の懸念に基づく物品の輸出入管理措置について、GATT 第 21 条との整合性を WTO パネルが明らかにした同条の射程から検討する。

第 1 節 GATT 第 21 条・安全保障例外規定の射程

1. 安全保障例外の規定

GATT 第 21 条は次の通り規定している。

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

¹ Negotiating Group on GATT Articles, *Article XXI: Note by the Secretariat*, paras. 1–5, GATT Doc. MTN.GNG/NG7/W/16, 18 August 1987.

² *Ibid.*, paras. 14–24.

³ 外務省「輸出管理レジーム」外務省「輸出管理レジーム」at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/index.html> (as of 4 January 2022).

2. ロシア — 貨物通過事件 WTO 紛争解決 パネルの解釈

2019年4月、WTOパネルは、2014年3月のロシアのクリミア併合に端を発してロシアが実施したウクライナの貨物の同国内通過を実質的に禁止した措置がGATT第21条(b)(iii)の安全保障例外として認められるかを主な争点とした報告書⁴を発出した。本件は上訴されず、パネル判断が確定した。

2020年6月には、サウジアラビア企業によるカタール法人の著作権侵害行為をサウジアラビアが刑事訴追しなかったことが安全保障例外にあたるかを検討したパネル報告書⁵が発出された。同事件のパネル判断は、ロシア — 貨物通過事件パネル判断を踏襲し、その解釈に何らかの変更を加えたものではない。

したがって、本稿はロシア — 貨物通過事件パネル判断について検討する。

1) ロシア — 貨物通過事件パネル判断の概要

①措置の第21条(b)(i)–(iii)該当性

ロシアは、第21条(b)は各加盟国に無制限の裁量を認めていると主張したが、パネルは、加盟国の行為が(b)(i)ないし(iii)に該当するか否かの判断は同柱書の「締約国が認める」(it considers)との加盟国の裁量の範囲に含まれず、客観的判断に服するとした。その理由として、第21条(b)は安全保障例外に該当する行為を(i)ないし(iii)に限定している点を挙げ、(i)ないし(iii)の文言、WTO協定の趣旨、目的及び起草過程からも当該解釈が支持される⁶とした。

②措置の第21条(b)柱書適合性

パネルは、安全保障上の重大な利益とは、一般的に「国家の典型的な機能、すなわち、領土保全、外国の脅威からの国民保護（防衛）、国内法及び公序の維持」を指すとした上で、具体的に何が国防上の重大な利益にあたるかは、各国家の認識と状況により異なることから、各国の裁量の範囲内であるとした⁷。

ただし、かかる裁量は無制限ではなく、条約法に關す

るウィーン条約第31条の誠実な解釈及び同第26条の誠実な履行義務から、当該利益について「最低限満足する説明」を行う義務があるとした。さらに、措置が当該利益との関係において「妥当であることの最低限の要件」を満たす義務、すなわち、安全保障上の重大な利益を保護する措置とは信じがたいものではないことの説明義務を課しているとした⁸。

③第21条(a)に基づく締約国の立証義務

パネルは、ウクライナとロシアとは武力衝突状態にあり、第21条(b)(iii)の国際関係の緊急事態に極めて近いと事実認定し、ロシアによる安全保障上の重大な利益の説明は最低限満足できるものであると判断した⁹。ただし、パネルがこの判断の基礎とした証拠のうち、ロシアが提出した証拠は2014年8月のロシア制裁決議、2016年のウクライナ貿易政策検討報告書、その他の公開情報のみであった。その他2件の国連総会決議及びロシア制裁決議の2度の変更決議はウクライナが提出したものであった。

この判断は、WTO紛争解決了解に立証責任についての定めがないところから¹⁰、ロシアが立証責任を果たしたか否かの判断はパネルの裁量の範囲内と思われるが、実質的に第21条(a)を根拠に秘密情報の提出を拒否したロシアの立証責任を軽減したものである¹¹。ウクライナは、WTO紛争解決機関会合において、パネルはロシアのために立証を行ったと主張した¹²。

本体のパネル認定は、安全保障例外の適用範囲を実質的に拡大するものである。すなわち、措置を発動した国が安全保障上の情報は秘密であるとして提出を拒否した場合、パネルは、その限度において安全保障例外に該当することを立証する義務を発動国に課することができないであろう。そうすると、実質的に、(i)ないし(iii)に該当しないこと、さらに安全保障上の重大な利益にあたらなことの反証責任が申立国に課せられることとなる。Nagyは(i)ないし(iii)に関する措置に該当する限り、発動国の裁量に制限が課せられていないのではないかと

⁸ See *ibid*, paras. 7.132–7.138.

⁹ See *ibid*, paras. 7.136–7.137.

¹⁰ Bosshe and Zhouc (2021) p.256. See also Appellate Body Report, *Canada-Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, adopted 20 August 1999, para. 192.

¹¹ Crivelli and Pinchis-Paulsen (2021) p.8.

¹² World Trade Organization “*Members adopt national security ruling on Russian Federation’s transit restrictions*” 26 April 2019 at https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dsb_26apr19_e.htm (as of 3 January 2022).

⁴ Panel Report, *Russia — Measures Concerning Traffic in Transit*, WT/DS512/R and Add.1, adopted 26 April 2019.

⁵ Panel Report, *Saudi Arabia — Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights*, WT/DS567/R and Add.1, circulated to WTO Members 16 June 2020.

⁶ See Panel Report, *Russia — Measures Concerning Traffic in Transit*, paras. 7.62–7.100.

⁷ See *ibid*, paras. 7.130–7.131.

指摘する¹³。その指摘も誤りと言えないと思われる。

第2節 物品の輸出入管理への GATT 第21条の適用範囲

2019年9月、韓国は日本が同年7月から韓国に対して行った輸出制限措置について WTO 紛争解決機関へ提訴した¹⁴。2020年7月にパネル設置が決定された後に目立った進展はないが、本件は安全保障の懸念に基づく輸出管理制度の GATT 整合性を問う最初の事例となり得る。

2017年4月、米国商務省は中国輸入を念頭に、1962年貿易拡大法 232条¹⁵に基づき、安全保障の懸念から鉄鋼及びアルミニウムの輸入制限措置の必要性を検討する調査（以下「232条調査」）を開始した。その結果として2018年3月から課した追加関税が WTO で争われている¹⁶。この措置を始めとした米中対立による輸出入制限措置の応酬は、安全保障上の措置として輸出管理ばかりでなく、輸入管理の必要性を改めて認識させた。

かかる状況において、成長戦略会議が2021年6月にとりまとめた「成長戦略実行計画」では、経済安全保障政策として、「既存の国際輸出管理レジームを補完する新たな安全保障貿易管理の枠組みの早期の実現を目指す」とし、また、基幹産業が輸入に依存する物資について「国内における生産能力の確保・強化や調達多元化」などサプライチェーンの強靱化を検討するとしている¹⁷。

本節では、かかる安全保障の要請に基づく輸出入管理の GATT 第21条、特に (b) (ii) 及び (b) 柱書、並びに (c) 適合性を検討する。

1. 輸出管理レジームの第21条適合性

1) 第21条 (b) 適合性

① (b) (i) 及び (ii) の射程

(b) (i) は、核分裂性物質又はその生産原料に「関する」、(ii) は、武器、弾薬及び軍需品、並びに軍事施設に直接または間接的に供給するその他の貨物及び原料の「取引」(traffic) に「関する」、と規定している。

この「関する」の意味について、上級委員会は、GATT 第20条 (g) を検討した米国—ガソリン事件においてパネルが示した「主な目的とした」との解釈を受け入れている¹⁸。米国—エビ事件では、「目的と手段の間の密接かつ純粋な関係」とであると説明している¹⁹。ロシア—貨物通過事件パネルは、かかる解釈が第21条 (i) 及び (ii) の「関する」に適用されることを示唆した²⁰。この解釈に異論はない。

外務省の公定訳は (i) 及び (ii) は (b) 柱書の「措置」に「関する」ものとしている。この解釈は、ロシア—貨物通過事件パネルが「執られた時期」とは措置と国際関係の緊急事態との時間的關係であるとした点、また、後述する (b) (ii) の起草過程において鉄鉱石の輸出行為が (ii) に含まれか否かが議論された点から、正当なものと思われる。

また、公定訳は (ii) 原文の「traffic」を「取引」としているが、traffic の通常の意味は売買など2者間の行為よりも広い物品の移動全般を指す²¹とされており、次に示す起草過程でも traffic を文脈により transactions や exports などの文言で言い換えている。それらから、売買、輸出入行為を含む、物流を広く指していると思われる。本稿ではこの点に留意しつつ「取引」との文言を用いる。

「取引」の対象は軍需品のみならず軍事施設に直接または間接的に供給される貨物及び原料までを含む。特に、「間接に」との文言には、次の起草過程の議論

¹³ Nagy (2021) pp.51-52.

¹⁴ *Request for Consultation by Republic of Korea*, WT/DS590/1, G/L/1325 G/TFA/D3/1, G/TRIMS/D/45 S/L/431, IP/D/42, 16 September 2019.

¹⁵ Section 232 of Trade Expansion Act of 1962, codified as 19 U.S.C. § 1862.

¹⁶ *United States — Certain Measures on Steel and Aluminum Products*, WT/DS544, 547, 548, 550, 551, 552, 554, 556, 564.

¹⁷ 成長戦略会議「成長戦略実行計画」令和3年6月18日、15-16頁。また、令和3年6月18日閣議決定「成長戦略フォローアップ」の5。(5)「レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン」として「成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。」とされた。

¹⁸ Appellate Body Report, *United States — Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, WT/DS2/AB/R, adopted 20 May 1996, pp. 17-19.

¹⁹ Appellate Body Reports, *US — Shrimp*, WT/DS58/AB/R, para. 136.

²⁰ See Panel Report, *Russia — Measures Concerning Traffic in Transit*, para. 7.69, citing Appellate Body Reports, *US — Shrimp*, para. 136.

²¹ Oxford Learners' Dictionaries (“the movement of people or goods from one place to another”), at https://www.oxfordlearnersdictionaries.com/definition/english/traffic_1?q=traffic (as of 3 January 2022).

から、軍事施設外で加工された後に軍事施設へ供給される原料、たとえば鉄鉱石や鉄くずまで含むこと、また、すべての原材料が当該生産に使用される必要はないことが意図されていたことが明らかである。

(Australia) : ... I do not know precisely what a military establishment is, but I doubt whether it would cover a factory which was engaged only or partly in the production of materials of war or whether it would cover the factory or plant which produced materials, semi-fabricated, from which materials of war were themselves produced. ...

(United States) : ... it was always our interpretation of this clause that if a Member exporting commodities is satisfied that the purpose of the transaction was to supply a military establishment, immediately or ultimately, this language would cover it. I would not do violence to our understanding of it to add the words "directly or indirectly for the purpose of supplying a military establishment." I think that would meet this difficulty.²²

以上から、(b) (i) 及び (ii) は、核分裂性物質、その生産原料及び広く軍事施設に供給される物資を施設外の工場等で生産するための原材料の売買・輸出入を含む物流と、密接かつ純粋な関係にある措置又はそれらを主な目的とした措置を対象としていると考えられる。

② (b) (i), (ii) 適合性

NSG、AG、MTCR、WA の 4 国際輸出管理レジームは、軍事目的の物資またはその物資の生産に利用される原材料を詳細な仕様レベルで特定している。たとえば、韓国が問題としている 3 品目のうち、フッ化水素は AG に基づき、ポリイミド及びレジストは WA

に基づき対象品目の物理的特徴が特定されている²³。これらは、GATT 第 21 条 (b) (i) 及び (ii) が対象とする物資に該当すると言えよう。

レジーム参加国の輸出管理制度は国際輸出管理レジームに沿った措置である。よって、かかる措置は (i) 及び (ii) の対象と「密接かつ純粋な関係」にあると言えよう。

③ (b) 柱書適合性

ロシア — 貨物通過事件パネルによれば、第 21 条 (b) 柱書に適合する措置であるためには、安全保障上の重大な利益が存在することについて最低限の満足できる説明を行い、安全保障上の重大な利益の保護と問題とされた措置の関連性について最低限の妥当性を充足する説明を行う必要がある。

安全保障上の重大な利益の存在は、各輸出管理レジームの合意文書を根拠に武器、兵器の拡散防止を目的としていることを示すことで十分であろう。たとえば、WA は「通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止」を目的として対象品目を特定している²⁴。参加国の輸出管理制度は、将にこの目的を実現するためのものである。

2) GATT 第 21 条 (c) の適合性

GATT 第 21 条 (c) は、「国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置」を例外として認める。

2004 年、国際連合安全保障理事会は決議第 1540 号²⁵を採択した。同決議の 3. の柱書では「すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施すること」を「決定」し、3 (c) で「そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること」を「決定」している。かかる決定事項は国連憲章第 25 条に基づく加盟国の義務である。した

²² United Nations Economic and Social Council, "Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, Verbatim Report, Thirty-Sixth Meeting of Commission "A" Held on Tuesday, August 12, 1947, at 10.30 A.M. in the Palais Des Nations, Geneva", E/PC/T/A/PV/36, 12 August 147, pp.17-19.

²³ 輸出管理令第 3 項及び貨物等省令第 2 条 1 項 1 号 (フッ化水素)、輸出輸出令第 5 項及び貨物等省令第 4 条 3 項のイ (ポリイミド)、輸出輸出令第 7 項及び貨物等省令第 6 条 19 号 (レジスト)。

²⁴ 外務省「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html> (as of 4 January 2021).

²⁵ 「2004 年 4 月 28 日に安全保障理事会がその第 4956 会合において採択した決議第 1540 号」(2004)、平成 16 年 6 月 7 日外務省告示第 239 号。

がって、GATT 第 21 条 (c) の義務にあたる。

同決議 3 (c) の「そのような品目」とは、その文脈から同 3. 柱書の「関連物質」を含む「核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段」を指すものと思われる。関連物質とは同決議に「核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの」と定義されている。この「用いることができる」(“which could be used for”) との文言は広範な物質を含むことを示唆している。

したがって、フッ化水素を含む NSG、AG、MTCR に基づく品目は、安保理決議 1540 号に含まれ、GATT 第 21 条 (c) に適合すると思われる。WA は通常兵器及び軍民両用品の輸出管理に関する取極であるが、たとえば電子回路材料であるポリイミド、レジストはミサイル制御に用いられるため輸出管理対象としているものであろう。そのように、核兵器、生物兵器、化学兵器又はそれらの運搬手段に「用いることができる」物質であるがゆえに輸出管理の対象としているものであれば、(c) に適合すると思われる。

3) 結論

以上から、国際輸出管理レジームを基礎とした自国の輸出管理制度は、韓国が問題としている 3 品目を含め、GATT 第 21 条 (b) (i), (ii) 及び同条 (c) の安全保障上の例外により正当化される可能性が高いと思われる。

2. 輸入管理の GATT 第 21 条適合性

本項では、232 条調査に基づく措置の GATT 第 21 条適合性を検討し、安全保障の懸念からサプライチェーン全体を考慮した輸入管理措置の GATT 第 21 条適合性を考察する。

1) 輸入制限：米国 232 条措置

①概要

2018 年 1 月、商務省は 232 条調査報告書²⁶ を大統領

²⁶ U.S. Department of Commerce Bureau of Industry and Security Office of Technology Evaluation “*The Effect of Imports of Steel on the National Security, an Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, As Amended*” January 11, 2018; *ibid*, “*The Effect of Imports of Aluminum on the National Security, an Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, As Amended*” January 17, 2018.

に提出した。鉄鋼報告書では、鉄鋼の生産は国家安全保障に不可欠であるところ、軍需は鉄鋼生産の 3% に過ぎないものの民間需要により当該産業が維持されているとし、中国を最大とする世界的な過剰生産による輸入が米国生産を破綻させようとしているとした。アルミニウム報告書では、軍需が全体に占める割合はわずかであるため民間向け事業の維持が必須であるところ、アルミの世界的な過剰生産による製品価格の世界的な低下と輸入急増により、米国アルミ生産者は 2 社まで減少し、国家安全保障を棄損するおそれがあるとした。よって、鉄鋼産業、アルミニウム産業の稼働率 80% を可能とするよう輸入を制限すべきと勧告した。

これら報告書を受けて、2018 年 3 月、トランプ大統領は鉄鋼輸入に 25%、アルミ輸入に 10% の関税を課した²⁷。その後、輸入数量制限に合意した一部の国を対象外とする²⁸ などしたものの、2021 年末現在、当該措置は継続している。

この措置について、2018 年 4 月に中国は WTO セーフガードに関する協定に不整合な措置であるなどとして WTO 紛争解決機関へ提訴し、その後、インド、カナダ、EU、メキシコ、ノルウェー、ロシア、スイス、トルコが同様の提訴を行った²⁹。2021 年末現在、パネル報告書は発出されていない。

²⁷ Proclamation 9705 of March 8, 2018, “*Adjusting Imports of Steel Into the United States*”, 83 Fed. Reg. 11625 (March 15, 2018) ; Proclamation 9704 of March 8, 2018, “*Adjusting Imports of Aluminum Into the United States*” 83 Fed. Reg. 11619 (March 15, 2018).

²⁸ 2018 年 6 月 1 日、数量制限に合意したアルゼンチン、ブラジル及び韓国産鉄鋼、生産制限に合意したアルゼンチン及びオーストラリア産アルミニウムを除く、全ての輸入に追加関税措置を適用することとした。Proclamation 9758 of May 31, 2018 *Adjusting Imports of Aluminum Into the United States*, 83 Fed. Reg. 25849 (June 5, 2018) ; Proclamation 9759 of May 31, 2018, *Adjusting Imports of Steel Into the United States*, 83 Fed. Reg. 25857 (June 5, 2018).

²⁹ 二国間協議要請書について、WT/DS544/1, WT/DS547/1, WT/DS548/1, WT/DS550/1, WT/DS551/1, WT/DS552/1, WT/DS554/1, WT/DS556/1, WT/DS564/1。なお、カナダ及びメキシコは米国と解決策に合意した。WT/DS550/13, WT/DS551/13 参照。2021 年 10 月 30 日、米国及び EU は、米国が EU 産鉄鋼及びアルミ製品に関税割当を設定することで和解した。

② GATT 第 21 条 (b) (ii) 適合性

商務省の報告書では、232 条措置の殆どは国内産業の民間需要に関係するもので、措置がなければ鉄鋼、アルミニウムの生産が直ちに危機的状況に陥るとはしていない。すなわち、鉄鋼、アルミニウムは、軍事施設へ供給される物資を生産するための材料ではあるものの、232 条措置の本質は商業需要に対する国内生産を保護するものであり、軍事施設への供給との関係は希薄である。

かかる事実からすると、WTO 紛争において 232 条措置の「主たる目的」又は「密接かつ純粋な関係」に軍事施設への供給があるとは認められない可能性が十分にある。

③ 21 条 (b) 柱書適合性

ロシア — 貨物通過事件パネルが認めるように、安全保障上の重大な利益であるか否かの判断は発動国の裁量である。よって、米国がかかる利益の存在を最低限に満足できる説明を行えるか否かによって 21 条 (b) 柱書の適合性が判断されることとなる。この点について、有事において重要な軍事物資が国内で供給できる体制を平時から確保しておくことは安全保障上の重大な利益であるとの主張は、最低限満足する説明を認められる可能はあろう。

しかし、目的の殆どを商業需要への供給を確保することとする措置までが安全保障上の重大な利益の保護に必要であるとする最低限の妥当な説明と認められるか、慎重な検討を要すると思われる。

2) GATT 第 21 条 (b) (ii) の輸入管理措置への適用可能性の結論

GATT 第 21 条 (b) (ii) は、起草過程の議論から、また「主たる目的」・「密接かつ純粋な関係」を要するとの文言解釈から、措置の対象とする材料は全量が軍事施設へ供給される必要はなく、一定量が供給されるもので十分であろう。しかし、措置の対象の殆どは国内産業の商業市場であって、軍事施設へ供給は希薄である場合にまでは適用されないおそれがある。

Nagy は、米国の 232 条措置は輸入増加による国内産業の損害を一時的に保護することを認める GATT 第 19 条のセーフガード措置として扱われるべきであると指摘するが³⁰、その意見に同意する。232 条調査事例は、GATT 第 19 条の国内産業の商業利益を保護するための措置であることの比重が極めて高い。

この事例は、輸入管理措置の安全保障例外の適合性は、第 21 条の軍事施設への供給を主たる目的とした若しくはそれとの密接かつ純粋な関係を有する措置で

あるのかという観点から検討されるべきであることを示している。すなわち、措置の制度設計にあたって、軍事施設への供給を確保することと「密接かつ純粋」な関係にあり、主たる目的とすることを明確にしておく必要がある。米国の事例で分析した通り、主として国内産業の経済的利益を確保する措置であると判断されないよう制度設計する必要がある。さらに、当該措置により確保される軍事施設への供給は、なぜ「安全保障上の重大な利益の保護」に必要であるかの説明をおこなっておくべきである。

おわりに

GATT 発効後 3 四半世紀が経過した現在、製品生産のためのサプライチェーンは複雑化している。世界的な半導体不足が自動車生産を休止させた事態は記憶に新しい。かかる状況は、安全保障上の利益を保護するためには、平時から、輸出管理ばかりでなく、輸入管理、さらにはサプライチェーン全体が有事でも機能して物資が滞りなく供給されることを確保するための管理が必要となっている。

他方、措置の殆どの効果は国内産業の経済利益を保護することにある措置を安全保障例外として認めてしまえば、軍民共用品である化学、精密機器、電子機器、自動車など殆どの主要産業の保護主義政策を安全保障例外と認めることになってしまう。GATT 第 21 条を適用するにあたっては、そのバランスを取ることが重要となる。主として商業的利益を保護する措置は GATT 第 19 条のセーフガード措置との整合性が検討されるべきであり、GATT 第 21 条の適用は認められるべきではないであろう。

参考文献

- Bossche, P. and Zdouc, W. (2021) *The Law and Policy of the World Trade Organization : Text, Cases, and Materials, 4th ed.*, Cambridge University Press
- Nagy, C.I. (2021) "A Re-Conceptualization of WTO Law's Security Exceptions: Squaring the Circle and Judicializing National Security" *Journal of International Economic Law*, South Texas College of Law
- Fan, C., Hoeffler, C., and Hofmann, S. C. (2021), 'National security and other non-trade objectives under WTO law', in B Hoekman, X Tu, and D Wang (eds), *Rebooting Multilateral Trade Cooperation: Perspectives from China and Europe*, CEPR Press, London.
- Voon, T (2019) "Can International Trade Law Recover? The Security Exception in WTO Law: Entering a New Era", *AJIL Unbound*, vol. 113, pp. 45-50.
- Voon, T (2020) "Russia — Measures Concerning Traffic

³⁰ Nagy pp.54-55.

in Transit”, Cambridge Press Online

Crivelli, P and Pinchis-Paulsen, M (2021) “*Separating the Political from the Economic: The Russia-Traffic in Transit Panel Report*”, Robert Schuman Centre for Advanced Studies Working Papers RSC 2021/14, European University Institute

藤井康次郎 (2021) 「サウジアラビアによる知財保護停止事件に係るパネル報告 (WT/DS567/R)」 経済産業

省 WTO パネル研究会報告資料

川瀬剛志 (2020) 「サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告 — カタール危機と WTO の安全保障条項 —」 RIETI Special Report

Ikeda, Kentaro (2021) “*A Proposed Interpretation of GATT Article XXI (b) (ii) in Light of Its Implications for Export Control*” *Cornell International Law Journal*, Vol. 54.